

高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の規定に基づき、県が設立する公立大学法人(以下「公立大学法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務運営に関する基本方針
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公立大学法人の業務の執行に関し必要な事項

(料金の上限の認可の申請)

第3条 公立大学法人は、法第23条第1項の規定により業務に関して徴収する料金の上限について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 料金の種類及び上限
- (2) 料金の上限の根拠
- (3) 料金の上限の範囲内において現実に徴収しようとする料金の額
- (4) 料金の上限を変更しようとする場合にあっては、その理由

(中期計画の認可の申請)

第4条 公立大学法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を当該中期計画の期間の最初の事業年度の開始の日の30日前までに知事に提出しなければならない。

2 公立大学法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画に定める業務運営に関する事項)

第5条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 法第25条第1項に規定する中期目標(以下「中期目標」という。)の期間(同条第2項第1号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)を超える債務負担
- (4) 法第40条第4項の規定による承認を受けた積立金の用途
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公立大学法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第6条 法第27条第1項に規定する年度計画(以下「年度計画」という。)には、同項に規定する認可中期計画に定めた事項に関し、当該年度計画に係る事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 公立大学法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を明らかにして、知事への届出及び公表をしなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第7条 公立大学法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について評価委員会(高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例(平成20年高知県条例第46号)第2条第1項の高知県公立大学法人評価委員会をいう。以下同じ。)の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を記載した報告書を事業年度の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第8条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を記載しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績報告)

第9条 公立大学法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を記載した報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省令第51号)第1条第3項の地方独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

(剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の申請)

第12条 公立大学法人は、法第40条第3項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の申請)

第13条 公立大学法人は、中期目標の期間の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一

部を同条第4項の規定に基づき当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに同項の規定による承認を受けなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第14条 公立大学法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する金額(以下「納付金」という。)の計算書に、当該残余が生じた期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第15条 公立大学法人は、納付金を当該納付金が生じた期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第16条 公立大学法人は、法第41条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 借入れ又は借換えを必要とする理由

(2) 借入金の額

(3) 借入先

(4) 借入金の利率

(5) 借入金の償還の方法及び制限

(6) 利息の支払の方法及び期限

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第17条 公立大学法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 処分等に係る財産の内容(土地の所在、地番、地目及び地籍又は建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)

(2) 処分等に係る財産の予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあつては、その適正な見積価額)

- (3) 処分等の条件
- (4) 処分等の方法
- (5) 公立大学法人の業務運営上支障がない旨及びその理由
(特定償却資産の指定)

第 18 条 知事は、公立大学法人が業務のために取得しようとしている償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

- 2 前項の規定に基づき指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(中期計画の認可の申請に係る特例)

- 2 公立大学法人の成立後最初に作成する中期計画に係る第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の期間の最初の事業年度の開始の日の 30 日前までに」とあるのは、「公立大学法人の成立後遅滞なく」とする。